

令和7年度 公立大学法人名桜大学

研究不正防止計画 (R7.4.1)

この計画は、「公立大学法人名桜大学における研究活動等の不正防止に関する規程」第3条第2項の規定に基づき、研究活動上の不正行為を発生させる要因を把握し、不正行為防止のための具体的な対策を講じていくために定めるものである。なお、本計画は、内部監査やモニタリングの状況や、不正行為を発生させるリスクが顕在化した場合などは、適宜見直しを行うこととする。

1. 学内の責任体制の明確化

不正発生の要因等※	R7年度 不正防止計画	所管
公的研究費の不正使用防止に係る責任範囲・権限について、研究費の運営に係る責任体系が学内に浸透していない。	①理事長を最高責任者、学長を統括管理責任者、副学長(研究担当)をコンプライアンス推進責任者及び研究倫理教育責任者、学部長等をコンプライアンス推進副責任者とする責任体系や関連規程について、構成員に周知する。	総務課・地域連携研究推進課
人事異動等による研究活動に関与する担当者の交代が繰り返されるにしがたい、不正防止に関する業務遂行性が低下する。	②担当者の交代時においては、十分な引き継ぎを行うと共に、担当者間の認識の維持・向上に努める。 ③URA(University Research Administrator)と連携して、研究活動支援及び不正防止推進活動を強化する。	地域連携研究推進課

2. 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備

不正発生の要因等	R7年度 不正防止計画	所管
○研究費が公費(税金等)によって賄われていることに対する意識が低下する。公的研究費の使用ルールを教職員が十分に理解できていない場合がある。	①研究費使用ルール等について周知し、研究費執行の理解度を高めると共に意識の向上を図る。 ②コンプライアンス研修会の時期を4月に実施し、全教職員および大学院生(5月予定)、研究員に受講させる。R7年度より研究倫理・コンプライアンス研修の動画にセクションを設けることとし、大学院生については必要となるセクションを受講させる。研究員については募集時および決定時に、研修への参加および誓約書の提出義務を伝え、義務が果たされない場合には、研究員身分の取り消しがあることをあらかじめ伝える。新着任教職員には着任時のオリエンテーションにおいて本学の研究倫理指針、およびコンプライアンス・倫理教育受講について説明し、合わせて経理事務手続きを確実に受講させる。 ③研究費の使用ルール等について「公立大学法人名桜大学研究活動上の不正行為防止ハンドブック」を適宜見直し、意識の向上を図る。	地域連携研究推進課 地域連携研究推進課・総務課 地域連携研究推進課・総務課
○公的研究費の事務手続きに関するルールについて、機関としての周知徹底が充分でないため教職員の対応が一律ではない。	④公的研究費の事務処理手続きに関するルールについては、必要に応じて見直し(R7年度より消耗品および備品等の購入期限を2月末まで延長する等)を行い、教職員への周知と指導を定期的に行う。 再掲③「公立大学法人名桜大学研究活動上の不正行為防止ハンドブック」をHP上で公開するとともに周知を図る。	財務部・総務課・地域連携研究推進課

3. 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施

不正発生の要因等	R7年度 不正防止計画	所管
実態に即した不正発生要因の把握が適切に行われず、不正行為防止計画の実効性が低下する。	不正防止計画の取り組み状況を把握し、外的要因等の変化についても考慮し、不正を発生させる要因の洗い直しと対応策を継続的に点検し、必要に応じて計画を見直す。	地域連携研究推進課・総務課

4. 研究費の適正な執行・管理活動

不正発生の要因等	R7年度 不正防止計画	所管
○個人研究費・学内研究助成について、予算執行が特定の時期に偏ってしまう事例がある。	①個人研究費および学内研究費助成を受けた教員は、研究費執行計画を立て、計画的な執行を行う。個人研究費については四半期に1回、学内研究費助成を受けた研究については、採択後、5ヶ月時点を目安に研究の進捗及び執行状況の報告を義務づける。	地域連携研究推進課・財務部・総務課
○業者への未払いが発生する事態が起きている。	②業者へは、請求書は必ず執行担当課に提出させることを義務づける。	財務部
○検収及びモニタリング等が十分できていない。	③学内研究費については財務部施設課職員による検収を確実にを行う。科研費等の外部資金による研究費については地域連携研究推進課職員による検収及びモニタリングを確実にを行う。	財務部・地域連携研究推進課
○学内研究費について特殊な役務(データベース、プログラム、デジタルコンテンツ開発・作成、機器の保持・点検等)に関して実効性のある検収が不十分になるおそれがある。	④有形の成果物(検証可能な有形物であり、修理レポート、点検チェックリスト等を含む)の場合には、成果物及び検収調査報告書等の履行が確認できる書類により検収を行う。また、成果物がない機器の保守点検等の場合は、専門的知識を有する者及び執行担当課からの検収員任命による立ち会い等の検収を行う。	財務部・地域連携研究推進課
○非常勤雇用者(研究支援協力者等)の勤務状況確認等の雇用管理が研究者任せになっている。	⑤事務部門が出勤簿により出勤状況を確認するとともに、必要に応じて業務実施実態について非常勤雇用者への面談を実施し、モニタリングを行う。	財務部・地域連携研究推進課
○換金性の高い物品が適切に管理されていない。	⑥換金性の高い物品については、当該物品の備品登録を行い、備品シールを貼付し管理する。	財務部・地域連携研究推進課
○出張の事実確認が行える復命書及び事実確認のための根拠資料提出が徹底されていない。	⑦出張の事実確認のための証拠書類の提出を徹底する。	総務課・財務部・地域連携研究推進課

5. 研究上の不正行為防止意識及び研究者倫理の向上に関する取組

不正発生の要因等	R7年度 不正防止計画	所管
○研究倫理や利益相反への理解が不十分である。	①研究者や研究費の管理に関わる事務職員等を対象として、利益相反、研究インテグリティを確保するために自己申告書・チェックリスト等を提出してもらい、全学的な理解醸成を図る。 研究遂行上のコンプライアンス教育及び研究倫理や不正防止等に関する啓発活動及び研修等を定期的実施し、その理解度も評価する。	地域連携研究推進課・総務課
○不正行為防止に関する情報や知識が少ないために、学生が気づかない間に不正行為に荷担してしまう可能性がある。	②学生に対してどのような倫理教育が実施されているか対象学生、実施時期、内容の確認をし、実施されている倫理教育を評価し課題等を明確化する。学生が気づかない間に不正行為に加担していることがないように周知の徹底を図る。	学部・専攻科・各研究科・地域連携研究推進課
○データの保管などが個人任せになっており、研究ノートのみ記録や故意による研究データの破棄及び紛失等の不適切な管理が起こる可能性がある。	③研究データの保存等について、確認するための体制を整える。退職者への研究後の適切なデータ保管およびデータ管理の転出時対応届を提出してもらう。	地域連携研究推進課

6. 情報発信・共有化の推進

不正発生の要因等	R7年度 不正防止計画	所管
○時間の経過等により、教職員の研究費等の執行ルールを理解度が低下する。	①研究者や研究費の管理に関わる事務職員等を対象とした研究倫理教育の理解度の確認等を毎年実施し、行動規範や使用ルールの理解度、遵守度を把握する。	地域連携研究推進課
○不正を発見した者が不利益を被ることを恐れて告発を躊躇する。	②コンプライアンス違反や不正行為の発見時における通報窓口及びその方法を HP 上に表示し、告発しても不利益が生じない旨を周知する。	総務課

7. モニタリングのあり方

不正発生の要因等	R7年度 不正防止計画	所管
○研究費の取扱いに関するモニタリングの有効性や、ルールの適切性に関する検証が不十分なことによりモニタリングが形骸化する。	①内部監査において、研究費等の執行ルールそのものに改善すべき事項がないかを確認する。 ②監事、会計監査人及び監査室は、それぞれの視点から、不正防止発生要因や監査の重点項目について情報や意見の交換を行い、効果的かつ多面的な監査を実施する。	総務課 内部監査室
○内部監査で把握された課題が改善につながらず、モニタリングが十分な成果を上げない。	③内部監査の結果を学内で周知を図り、類似例の再発防止を徹底する。	総務課

※研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドラインの項目による、学内での要因等である。